

韓国の元外交官の竹島論議



ふじい・けんじ 第2～6期島根県竹島問題研究会委員。著作を内閣官房領土・主権対策企画調整室「竹島に関する研究・解説サイト」で読むことができる。

竹島（韓国名・独島）が日本領であることは1951年調印のサンフランシスコ平和条約であらためて確認された。米国政府はその決定を韓国政府に伝えたが（「ラスク書簡」）、韓国政府はそれに従わなかった。竹島問題を起こした責任は韓国にある。

これについて韓国政府は次のように釈明している。第2次世界大戦中に連合国が発表したカイロ宣言は「日本は暴力と貪欲によつて奪い取った全ての地域から追放される」と明記しており、45年の終戦に当たつて日本が受け入れたポツダム宣言もカイロ宣言の履行を規定している。

よつて、46年、敗戦後の日本を支配していた連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、その指令（SCAPIN）の第677号で日本の行政範囲から竹島を除き、また第1033号で日本漁船が竹島に接近・接触できないようにした。こうして竹島は韓国の領土となり、これはサンフランシスコ平和条約でも再確認された。

「竹島の日」に合わせたのか、2026年2月22日に『サンフランシスコ講話条約と韓国の独島領有権—米軍の独島行政権移譲と韓国の実効的支配を中心に—』（レッツブック）がソウルで刊行された。韓国政府の外交官だった著者のイム・ハンテク氏は、この釈明を補強しようとしている。二つのSCAPINが出された時に、韓国政府はまだなかったが、当時朝鮮半島南部を統治していた在朝鮮米軍政庁はSCAPINを根拠に竹島を管轄し、そして1948年にできた韓国政府に引き渡したというのである。

島根県竹島問題研究会の第二期最終報告書で、山崎佳子氏は二つの資料を示してSCAPINは韓国の竹島領有根拠にならないと述べた（「韓国政府による竹島領有根拠の創作」）。一つは、SCAPIN第677号について「行政の分離に関する指令は、単なる連合軍側の行政的便宜のために設定されているに過ぎず、領土問題とは関連がなく、領土問題は後日締結される平和条約で決定されるべき問題である」

事実に基づく指摘に混乱

という46年2月13日付のGHQから日本政府への回答である。

もう一つはSCAPIN第1033号についての、竹島は「従前日本に属していたが、日本と朝鮮の漁業水域を画する恣意的な線を引いた最近の占領指令は独島を朝鮮ゾーン内に置いた。この島の管轄権の終局的処分は平和条約を待つ」とある在朝鮮米軍政庁の47年8月の報告書である。この措置は日本の領土の最終決定ではないと二つのSCAPIN自体に書かれているではないかという、日本の主張を補強する指摘だった。

この指摘に対するイム氏の反論は次の通りである。「山崎佳子は、1946年2月13日に日本外務省の連絡将校（原文ママ）の質疑に対してGHQ政府（原文ママ）担当士官が『韓日間の漁業水域を定めて過去日本に属していた独島を韓国水域に置いたが、この島の管轄権についての処分は講和条約を待たねばならない』と答えた事実を指摘してSCAPIN第677号は、独島に対する領有権と無関係と主張した。しかし、連絡将校の発言は戦後講和条約の締結が論議される前の記録で、戦勝国と敗戦国間の領土処分に関するメディア的な言及にすぎない。発言は内容上も、行政権の分離を規定したSCAPIN第677号と漁業水域を規定したSCAPIN第1033号の内容を混同している」。

イム氏が46年のGHQ担当者の発言として引用しているのは、47年の在朝鮮米軍政庁の報告書であつて誤りである。報告書の「（竹島の）管轄権の終局的処分は平和条約を待つ」という文言は、在朝鮮米軍政庁が竹島を朝鮮領と考えていたかのように主張するイム氏にとつて都合が悪いのだろう。よつて、彼はこの文言を在朝鮮米軍政庁ではなくGHQの担当者の発言とし、47年には米国が平和条約草案を作り始めていた事実から目をそらそうとした、というのはいさげ過ぎだろうか。

イム氏の混乱は、事実に基づく指摘は韓国の論者を動揺させることを示している。